

ドクターを支援する

法律相談レポート



Q 防犯カメラにも個人情報保護は必要?

近年、商業施設等だけでなく職場や学校にも防犯カメラを設置するところが急増しています。うちの医院でも防犯カメラの設置を検討しておりますが、個人情報保護法との関係などについて教えてください。

A 「個人情報」の定義ですが、生存する個人に関する情報で、身体的特徴(顔、指紋等)のデジタルデータやマイナンバーのような「個人識別符号」情報、氏名・生年月日・その他記述から特定個人を識別できるものとなります。

それでは、施設や車内の防犯カメラの映像はどうかといえば、基本的に施設利用者と従業員に限られること、映像上も顔や髪型等の外見から本人が判別可能と考えられることからも、特定個人を識別可能な情報となるので、「個人情報」に該当します。



個人情報保護法について

防犯カメラを設置する施設側の対応についてですが、個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する際には、利用目的を特定したうえで(15条)、本人に通知、公表又は明示する必要があると定められています(18条1項)。

本件相談事例においては、既に契約を締結したうえで利用している方もいるところ、契約時に個人情報の取得や扱いに関する同意書があったとしても、その同意の範囲には防犯カメラによる個人上の取得は含まれていませんので、改めて、利用目的を特定し、少なくとも通知をする必要があります。

更に、取得する情報が「要配慮個人情報」(人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪の被害事実等)に該当する場合には、事前の同意を得なければなりません。本件相談案件は、歯科医院ということであり、この場合、画像とはいっても、要配慮個人情報に該当するものとして、利用者の同意

を得てから実施するのが安全といえます。

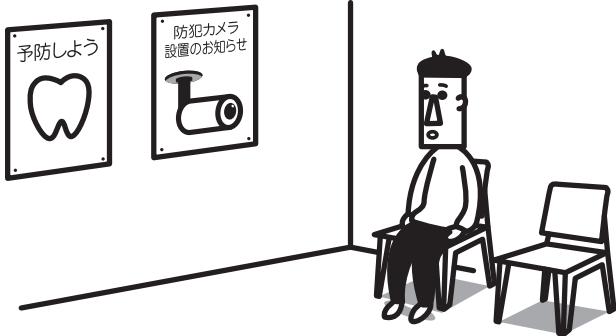
また、こうした画像が関係者や医療機関のような第三者に提供されることがあり得るのであれば、別途同意が必要となります。要配慮個人情報以外の個人情報については、届出等一定の要件を満たした場合は、本人からの第三者への提供停止の申入れが無い限りは、本人の同意なく第三者提供が可能となっていますが(オプトアウト手続)、要配慮個人情報についてはそこから除外されているからです。

このように特定範囲の人しか利用しない施設等で防犯カメラを新たに設置する場合には、改めて通知や同意が必要となりますので、ご注意ください。

第三者に提供する前に



導入前の通知



お気軽に当事務所までご相談ください。

弁護士法人すずたか総合法律事務所
弁護士 鈴木 隆弘

業務分野
一般民事・離婚・相続・交通事故・企業法務・債務整理・刑事
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3-5-40-2F/3F/5F